



2022年5月13日

各 位

| | |
|---------|--------------------|
| 上場会社名 | 株式会社タチエス |
| 代 表 者 | 代表取締役社長 山本 雄一郎 |
| 本社所在地 | 東京都昭島市松原町3丁目3番7号 |
| (コード番号) | 7239 東証プライム) |
| 問 合 せ 先 | 総務部 総務課 |
| | (TEL 042-546-8111) |

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店の所在地の変更

当社は、コミュニケーションの活性化と経営の効率化を図り、中期経営計画の目標達成に向けた諸活動を一体となって推進していくため、東京都昭島市の「本社」と、東京都青梅市の「技術・モノづくりセンター」に分散していた機能を「技術・モノづくりセンター」に集約することとしました。

また、上記集約に伴い登記上の本店所在地を現在の昭島市から青梅市に移転することとし、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。なお、この変更につきましては、2023年3月31日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>昭島市</u>に置く。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> | <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>青梅市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、2023年3月31日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は第3条の定款変更の効力発生をもって、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日また前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 変更の日程

| | |
|----------------------|---|
| 取締役会の決議日 | 2022年5月13日 |
| 定款変更のために定時株主総会 | 2022年6月24日（予定） |
| 定款変更効力発生日 | |
| 本店の所在地の変更 | 2023年3月31日までに開催される取締役会において 決定する本店移転日（予定） |
| 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更 | 2022年6月24日（予定） |

以 上